

横浜市港湾環境整備負担金取扱要綱

制定 令和 7 年 3 月 4 日 港湾港第 728 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市港湾環境整備負担金条例施行規則（昭和 55 年 3 月横浜市規則第 19 号。以下「規則」という。）第 11 条の規定に基づき、横浜市港湾環境整備負担金条例（昭和 55 年 3 月横浜市条例第 8 号。以下「条例」という。）及び規則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

（負担の割合の軽減）

第 3 条 規則第 4 条各号の規定に基づき負担の割合を軽減するときは、当該負担の割合を工事の名称ごとに横浜市港湾審議会に諮問するものとする。

2 規則第 4 条第 1 号の規定に基づき、負担対象工事（港湾環境整備施設の建設、改良又は維持の工事に限る。）の負担の割合を 2 分の 1 とすることが負担対象事業者全体の負担能力からみて著しく過大であると市長が認めるときの負担の割合等は、別表 1 のとおりとする。

（負担金の額の通知）

第 4 条 規則第 5 条に規定する通知書は第 1 号様式のとおりとする。

（督促等）

第 5 条 負担金を市長が指定する期日までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分については、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和 31 年 6 月横浜市条例第 14 号）の定めるところによる。

（分割納付の手続）

第 6 条 規則第 7 条第 2 項に規定する承認書は第 2 号様式のとおりとし、承認しないときの通知書は第 3 号様式のとおりとする。

（工場等の敷地面積の届出）

第 7 条 規則第 9 条第 3 項の規定による届出書に添付する書面は、別表 2 のとおりとする。

(行政指導)

第8条 職員は、横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）に基づき、条例、規則及び要綱の施行に必要な範囲において、事業者に対し一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為を行うことができる。

(立入検査)

第9条 市長は、条例第11条の規定に基づき職員に立入検査を行わせるときは、特別の支障がない限り、事業者に対して立入検査の日時及び場所を事前に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

港湾環境整備施設の利用状況	負担の割合
主として港湾関係者が利用	2 分の 1
港湾関係者のほか、市民が利用	4 分の 1
主として市民が利用	8 分の 1
主として市民が利用するが、周辺の観光施設や商業施設と一体的に国内外の観光客等が利用	16 分の 1

別表 2（第 7 条関係）

占有権限の区分	添付する書面
所有	・ 位置図及び平面図 ・ 面積を証する書類 ・ 所有を証する書類（登記簿謄本、売買契約書の写し等）
賃貸借	・ 位置図及び平面図 ・ 面積を証する書類 ・ 賃貸借を証する書類（賃貸借契約書の写し等）
使用貸借	・ 位置図及び平面図 ・ 面積を証する書類 ・ 使用貸借を証する書類（使用貸借契約書の写し等）
共有	・ 位置図及び平面図 ・ 面積を証する書類 ・ 共有を証する書類（契約書の写し等）
占用又は使用許可	・ 位置図及び平面図 ・ 面積を証する書類 ・ 許可を証する書類（許可書の写し等）

第 1 号様式（第 4 条関係）

文書番号
年 月 日

様

横浜市長

港湾環境整備負担金決定通知書

港湾環境整備負担金の額を次のとおり決定しましたので、横浜市港湾環境整備負担金条例第 7 条第 1 項の規定により通知します。

工事の種類	港湾環境整備施設の 建設又は改良の工事	港湾環境整備施設の 維持の工事	港湾における漂流物の除去 その他の清掃のための工事
工事の名称			
工事が実施された場所			
工事の完了した日			
工事に要した費用（A）			
負担の割合（B）			
負担区域			
負担対象額 （A×B）＝（C）			
負担区域内の工場又は事業場 の敷地面積の合計（D）			
負担対象面積（E）			
負担金の額 （C×E／D）			
負担金の合計額			

注意

- この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。
- 納期限及び納付場所は、別途発行する納入通知書により通知します。

第2号様式（第6条関係）

文書番号
年 月 日

様

横浜市長

港湾環境整備負担金分割納付承認書

年 月 日付で申請のありました港湾環境整備負担金分割納付については次のとおり承認しますので、横浜市港湾環境整備負担金条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

記

1. 納付すべき負担金の額：
2. 分割納付の方法：
3. 分割納付を承認する理由：

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日から6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

第3号様式（第6条関係）

文書番号
年 月 日

様

横浜市長

港湾環境整備負担金分割納付不承認通知書

年 月 日付で申請のありました港湾環境整備負担金分割納付については次のとおり不承認としますので、横浜市港湾環境整備負担金条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

記

分割納付を不承認とする理由：

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日から6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。